

令和 7 年 6 月 1 1 日開会

令和 7 年 6 月 日閉会

令和 7 年第 2 回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

令和 7 年第 2 回八百津町議会定例会議事日程表

令和 7 年 6 月 1 1 日 午 時 分開議

日程第 1	諸般の報告		
日程第 2	会議録署名議員の指名		
日程第 3	会期の決定		
日程第 4	議案第 2 9 号	専決処分した事件の承認について（八百津町税条例の一部を改正する条例）	1
日程第 5	議案第 3 0 号	専決処分した事件の承認について（八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	9
日程第 6	議案第 3 1 号	専決処分した事件の承認について（令和 6 年度八百津町一般会計補正予算（第 9 号））	12
日程第 7	議案第 3 2 号	専決処分した事件の承認について（令和 7 年度八百津町一般会計補正予算（第 1 号））	14
日程第 8	議案第 3 3 号	八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	16
日程第 9	議案第 3 4 号	八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	19
日程第 1 0	議案第 3 5 号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	22
日程第 1 1	議案第 3 6 号	令和 7 年度八百津町一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
日程第 1 2	議案第 3 7 号	令和 7 年度八百津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
日程第 1 3	議案第 3 8 号	令和 7 年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
日程第 1 4	議員提出議案第 5 号	八百津町議会傍聴規則の一部を改正する規則について	24
日程第 1 5	請願第 2 号	ガザ住民の日本受け入れ反対に関する意見書を国に提出することについての請願について	27

議案第 29 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八百津町長 金 子 政 則

専第 1 号

八百津町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 1 1 9 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 3 0 号）の公布に伴い、八百津町税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

八百津町長 金 子 政 則

1 八百津町税条例の一部を改正する条例

別 紙

令和7年八百津町条例第18号

八百津町税条例の一部を改正する条例

八百津町税条例（昭和43年八百津町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第11条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

第26条の3中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第28条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第28条の3の2第1項中「施行規則」を「法施行規則」に改め、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第28条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、「施行規則」を「法施行規則」に改め、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第42条の6第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第66条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第71条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号

中「定格出力」の次に「(第66条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第72条第2項中「精神障害保健福祉手帳」を「精神障害者保健福祉手帳」に、「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第142条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第9条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第25項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第9条の3第15項を同条第16項とし、同条第14項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第9条の4を削る。

附則第9条の5第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令

和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第9条の4とする。

附則第15条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第15条の2の2 令和8年4月1日以後に第74条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第74条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第75条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第76条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第74条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第75条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第75条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第26条の3、第28条の2第1項ただし書、第28条の3の2第1項第3号及び第28条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

（2） 附則第15条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

（3） 第11条及び第11条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の八百津町税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第26条の3及び第28条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の3の2第1項第3号及び第28条

の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３ 新条例第２８条の３の２第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（以下「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第２８条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第２８条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の八百津町税条例（以下「旧条例」という。）第２８条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第２８条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４ 新条例第２８条の３の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２８条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２８条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第５条 新条例第６６条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第６条 次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１５条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

２ 令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、八百津町税条例第７４条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第７６条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１５条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１） 八百津町税条例第７６条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附

則第15条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第15条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 30 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八百津町長 金 子 政 則

専第2号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の公布に伴い、八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

八百津町長 金子政則

1 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 別紙

令和 7 年八百津町条例第 19 号

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八百津町国民健康保険税条例（昭和 39 年八百津町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の八百津町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 31 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八百津町長 金 子 政 則

専第 3 号

令和 6 年度八百津町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について

財政調整基金、明日のまちづくり基金及び庁舎建設基金の積立金を増額する必要が生じたため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

八百津町長 金子政則

1 令和 6 年度八百津町一般会計補正予算（第 9 号） 別冊

議案第 32 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八百津町長 金子政則

専第4号

令和7年度八百津町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

錦津保育園で使用している調理器具が故障し、新たに購入する必要があるため、補正予算を編成する。ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年5月19日

八百津町長 金子政則

1 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第1号）

別冊

議案第 33 号

八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
定める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和 7 年八百津町条例第 号

八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年八百津町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 4 条の 2 任命権者は、八百津町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年八百津町条例第 1 号）第 2 2 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3） 八百津町職員の育児休業等に関する条例第 2 2 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、町の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3） 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第 1 6 条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案説明)

国家公務員の人事院規則の改正に準じ、仕事と育児を両立できるようにするための措置を拡充するため、所要の改正を行う。

議案第 34 号

八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八百津町長 金 子 政 則

令和7年八百津町条例第 号

八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八百津町職員の育児休業等に関する条例（平成4年八百津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加える。

第19条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第19条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(次項において「部分休業」という。)」に改める。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の八百津町職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(提案説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)の施行に伴い、部分休業制度を拡充するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正する。

議案第 35 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 11 日提出

八百津町長 金子 政 則

令和 7 年八百津町条例第 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に係る八百津町固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年八百津町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（提案説明）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）の一部改正に伴い、課税免除する施設の設置期限を令和 10 年 3 月 31 日に変更するため、条例の一部を改正する。

議員提出議案第 5 号

八百津町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

八百津町議会傍聴規則の一部を改正する規則を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 112 条第 1 項及び八百津町議会会議規則（昭和 38 年八百津町議会規則第 3 号）第 1
4 条の規定により別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 11 日提出

提出者	八百津町議会議員	加 藤 良 治
賛成者	同	赤 塚 孝 博
同	同	長谷川 泰 幸
同	同	林 俊 宏

八百津町議会

議 長 安 藤 峰 行 様

令和 7 年八百津町議会規則第 号

八百津町議会傍聴規則の一部を改正する規則

八百津町議会傍聴規則（昭和 6 2 年八百津町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「一般席の」の次に「傍聴人の」を加える。

第 4 条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に、「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付票」に改める。

第 5 条第 1 項中「、傍聴券」を「傍聴券」に改め、同条第 3 項中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改め、同条第 5 項中「傍聴人が」を「傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に」に改め、同条第 6 項中「傍聴人」を「傍聴券の交付を受けた者」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号中「銃器」の次に「、刃物」を加え、「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす」を「他人に危害を加える」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

（2） ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第 7 条第 1 項中第 3 号から第 6 号までを削り、第 7 号を第 3 号とし、第 8 号を削り、同項第 9 号中「議事を妨害する」を「会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす」に改め、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「傍聴人」を「会議を傍聴しようとする者」に、「前項第 1 号から第 5 号まで」を「前項第 1 号及び第 2 号」に、「物品」を「物」に改め、同条第 4 項を削る。

第 8 条第 1 号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしない」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

（2） 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第 8 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（4） 写真の撮影、録音、録画等（特に議長の許可を得たものを除く。）をしないこと。

第 8 条第 6 号及び第 7 号を削り、同条第 8 号中「又は議事の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改め、同号を同条第 5 号とする。

第 9 条を削る。

第 10 条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案説明)

最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図るため、全国町村議会議長会が、標準町村議会傍聴規則の一部を改正したことに伴い、規則の一部を改正する。

請願第 2 号

ガザ住民の日本受け入れ反対に関する意見書を国に提出することについての請願
について

受理年月日 令和 7 年 5 月 2 3 日

件 名 ガザ住民の日本受け入れ反対に関する意見書を国に提出することについ
ての請願

請 願 者 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3 7 6 3 番地 1
伊 藤 彩 乃

請願の要旨 別 紙

紹 介 議 員 渡 邊 成 章

請願文書表（令和 7 年 6 月定例会）

ガザ住民の日本受け入れ反対に関する意見書を国に提出することについての請願	
受 理 番 号	請願第 2 号
受 理 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 3 日
請 願 者	岐阜県加茂郡八百津町八百津 3 7 6 3 番地 1 伊 藤 彩 乃
紹 介 議 員	渡 邊 成 章
請 願 の 要 旨	（趣旨） 石破内閣総理大臣が衆院予算委員会で「パレスチナ自治区ガザの住民を日本で受け入れ、医療や支援を提供する方向で検討している」と答弁しました。 世界的に移民によって国の治安や経済の崩壊が起き、自国の民に被害が及んでいることに危機感を持つ国が増えています。私は、下記の理由からガザ住民の日本受け入れ反対に関する意見書を国に提出していただきたく、請願いたします。 （理由） 理由 1 ガザ地区から受け入れた住民の中にテロリストが紛れ込む可能性があること。 パレスチナに隣接するエジプトは、宗教などの思想や生活環境が近い国ですが、その隣国ですら支援の意思は見せても国境は開放していません。ガザを実行支配していたハマスと言う集団は過激派が多く、過去にはエジプトもテロや武装勢力の襲撃があったようです。事情に詳しい近隣国でもここまで慎重であるのに、ガザ住民の国民性も理解していない日本がガザ住民の受け入れを検討するのはいかながなものでしょうか。テロリストが紛れ込む危険性がないとは言いきれず、万が一紛れ込んだ場合には、自国の民を危険にさらしてしまうのではないかという懸念があります。更に、住民の人数やパレスチナと日本の距離を考えても莫大な費用が掛かることでしょう。一番重要な安全の確保が実質不可能であると考えます。「移住を目的としていない」と強調しても安全ではないことには変わりありません。 理由 2 宗教観の違い ガザ住民の 9 割近くはイスラム教徒とされています。イスラム

	教徒は世界各地で人口を増やしており土葬文化があります。日本でも年々増加しており、そのためか日本にある11箇所の土葬墓地だけでは賄いきれない状況です。イスラム教徒は墓地の増設を求めています。住民は水質の汚染や感染症の観点から反対をしています。 信仰の自由を尊重したいという思いはありますが、自国の環境を守るためにはイスラム教徒に対しても日本文化や生活環境を理解尊重してもらわなければならないと考えます。しかし政府は移民に対して思想や文化まで強制することはできないことから、移民との共存は難しいと考えます。 以上のことから、ガザ住民の日本受け入れ反対に関する意見書を国に提出していただきたく、お願いいたします。
--	--